滋賀・宮町遺跡

	1	(2000)	ر الراب	345	3620	373			7	6	5	4	3		2	1
いていたい								今回報告する一	遺跡及び木笠	遺跡の年代	遺跡の種類	調査担当者	発掘機関		調査期間	所在地
にいかいいいかがら			2 1 1 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2		中			今回報告する二つの調査地点は、いざ	遺跡及び木簡出土遺構の概要	八世紀中頃	宮跡	鈴木良章・高橋加奈子	信楽町教育委員会	二 一九九九年五月	一 一九九八年 (平10)	滋賀県甲賀郡信楽町大字宮町
	木簡は、これまでにも多	次調査を行なった。	約二〇〇mの地点で第二四	の地点で第二五次調査を、	二三次調査の北側約三〇m	本誌第二二号で報告した第	宮町遺跡の西南部にあたる。	いずれも紫香楽宮推定地である				7		九九九年五月~二〇〇〇年三月	2)一一月~一九九九年一月	人字宮町

点数の変動があり得る。

「二m深さ約一・五m)から出土した。木簡が出土した黒褐色系粘質点、削屑一五六九点が出土した。第二五次調査では形状を有するもの八四点には従来と同じである。第二四次調査では形状を有するもの一点、加屑一四六点が出土した。第二四次調査では形状を有するもの一点、が開了四六点が出土した黒褐色系粘質

木簡の釈文
・内容

第二四次調査

091

(3) |型 | 二 | 二 | 二

えられる。釈読可能なのはこの三点のみである。いずれも断片的なもので、文書ないし、帳簿状の木簡の削屑と考

091

第二五次調査

(1)

「人君牒

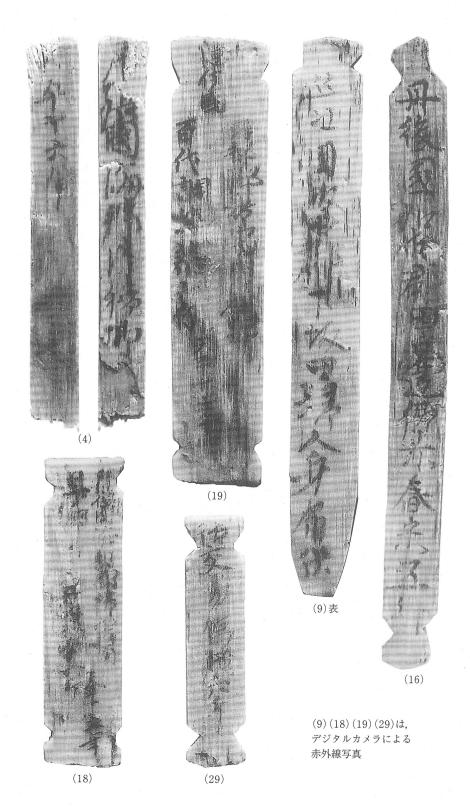
一前

「充給宜 月一日

 $(123) \times 29 \times 2$ 019

(8) 「<近江国愛智郡蚊野□ [郷ヵ]	・「合米五□	(7) ・「参□□□郡	·「< 天平□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	5) ・「尾張国春部郡池田郷庸米五斗」	(4) ・「尾張国海郡津積郷□		[七日カ]	(3) (2) □□□ □□□ □□□ □□□ □□□ □□□□ □□□□ □□□□
(93)×20×2 039	$(72) \times 19 \times 5 019$ (16)	(15)	$(210) \times (13) \times 9 039$	196×22×3 011	(107)×13×3 019 (12)	147×(40)×5 081	(10)	$(143) \times (30) \times 4 081$ (9)
「<丹□□□□郡丹波郷□□□□□V」 〔後国丹ヵ〕	「<丹後国加佐郡田辺郷赤春米五斗<」172×16×4 031	【 「< 丹波□ (66)×(21)×7 039 (66	・□調□三斗」 (115)×27×3 059 (115)×27×3 059	・ 天平十五年九月廿九日 」 (147)×22×3 019 単調塩 [ユー]	- 「<安八□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	「 「 「 	・「 (69)×12×3 019 (69)×12×3 019	

	(25)	(24)		(23)		(22)		(21)	(20)		(19)		(18)
	「<田治比部黒麻呂戸米五斗」 169×(19)×2 033	「<大内郷戸主」 □□ (82)×17×4 039	・「く天平十六年四月□□ 」 191×24×6 033	· [V	• [] 200×24×3 051		「美国カー「耶カー 217×23×6 031			「<隠伎国役道郡調鰒六斤 天平十六年 」 206×25×6 031 「<隠伎国役道郡武良郷伊我マ都支波 <		「<隠伎国百代調海藻六斤 天平十五年 」 「<隠伎国海部郡御宅郷□部 <	日下部[二][海藻六斤] 87×22×3 031	
(3	35)		(34)	(33)			(32)		(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)
	「忌人鳥矢	· *	・「金万呂戸口阿豆女」				·□□□□比□	・「○衛」	・「。中」	「<雑魚煮四百九十」	「く御交易烏賊六斤く」	□□麻呂悪人<	五头	□万呂米五斗」
(0)	(63)×2	150×(18		$(80)\times(10)\times4$ 039	(100)×4:			32×18×2		191×1×	70×16	(100)×22	(103)×24	$(100) \times 28$
	(63)×24×2 019	$150 \times (18) \times 4 051$		1×4 039	(100)×43×5 081			3×2 065		191×14×5 033	70×16×4 031	(100)×22×9 039	(103)×24×5 059	(100)×28×4 059



		(41)				(40)			(39)		(38)		(37)					(36)
			「難波宮ヵ」			·「謹謹謹牒 問題					□枚一上□□□		・王生マ麻呂□	- 1線		□マ□万呂	□マ国万呂	・「出マ百足
							-) -	用一俵										
		091		$(130)\times(75)\times11$ 081				$(305) \times 43 \times 5 081$			$(83) \times 9 \times 5 059$	$(61)\times(14)\times4$ 081		129×(70)×6 081				
される。このうち常人は、天平一七年元旦に紫香楽宮に大楯鉾を建	督佐伯浄麻呂の、知られる限りで二人の衛府官人がいたことが注目	伯殿」については、佐伯氏にはこの段階で衛門督佐伯常人、左衛士	置かれているが、時期的に該当するのは中衛小	が、用途は不明。「少将」は中衛府・授刀衛・	②は二片が接続したもので、何名かの名を記す歴名の木簡である	る。文書木簡としては、この他に幻の削屑がある。	簡。「宜」をベシと読む位置に記すのは、二条大路木簡にも例があ	(1)は三片が接合したもので、「人君」から出された文書形式の木		(48) □得麻呂		47 □宜承知□□仰下旨 [諸白ヵ]	46 麻呂年廿	45 駆丁給一斗	初位上		43)	(42) □大生マ□
《香楽宮に大楯鉾を建	1人がいたことが注目	習佐伯常人、左衛士	のは中衛少将のみである。「佐	授刀衛・近衛府・外衛府にも	す歴名の木簡である	3.	大路木簡にも例があ	された文書形式の木		091		091	091	091	091		091	091

てた人物である(『続日本紀』)。

例が知られるのみであった。(6は二片が接合。 張国からの庸米の荷札であるが、○一一型式のものはこれまでに八 とはすでに明らかであるが、さらに南海道の国が加わった。⑸は尾 調庸貢納国として見える東海・東山・北陸道諸国に限定されないこ (2)の讃岐国は宮町遺跡では今回が初例。宮町遺跡出土の調庸の付札 からなるが、形態から同一木簡の断片と判断した。⑿は美濃国安八 欠損している。 (3)は米の管理に関わる木簡かと思われるが、具体的な内容は不明。 美濃、 ~30は付札木簡。諸国貢進物の付札としては、参河、丹波、尾 『続日本紀』天平一五年一〇月壬午(一六日)条に紫香楽宮への 丹後、 (8) ~ (1)は近江国の貢進物付札。 若狭、 隠伎、 近江、讃岐国の九カ国のものがあり (1)は接合しない二片 左辺が四分の一程度

「戸米」の表記は、これまで平城京長屋王家・二条大路、長岡京木も品名は判読できないが同様であろう。四の右辺は二次的削り。四のは、年料春米かと推定される米五斗の貢進に関わる付札。四

簡に一四例ある。

③も品目と数量のみを記す。宮町遺跡からは、これまでに「猪干長屋王家木簡に一例あるのみである。とからみて、貢進物付札とみられる。なお、「御交易」の文言は、20は烏賊の付札。品目と数量のみを記すが、「御交易」とあるこ

除き、全て天平一五年から一七年にかけてのものであり、これは天までに出土した年紀を有する木簡については、天平一三年の一点を張・隠伎・讃岐・国名不明のもの各一点である。宮町遺跡からこれ内訳を記せば、天平一五年が若狭一点と隠伎二点、天平一六年が尾内訓を記せば、天平一五年が若狭一点と隠伎二点、天平一六年が尾内訓を記せば、

平一四年八月から同一七年五月の紫香楽宮存続期間に含まれること平一四年八月から同一七年五月の紫香楽宮存続期間に含まれること平一四年八月から同一七年五月の紫香楽宮存続期間に含まれること平一四年八月から同一七年五月の紫香楽宮存続期間に含まれること

も明らかになることが期待される。で、「続日本紀」)、両者の関係が密接であったことはいうまでもないが、今後の調査の進展により、両者の関係が密接であったことはいうまでもないが、今後の調査の進展により、両者の関係が密接であったことはいうまでもないこの他、「難波宮」と記されたと思しき削屑印の存在も注目され

(古市 晃〈大阪歴史博物館〉)

おける検討結果に基づくものである。

なお、木簡の釈読は、

紫香楽宮跡調査委員会(木簡解読部会)に